

# 令和7年度 高鍋東中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- (2) いじめを受けている生徒を学校全体でしっかりと守ります。
- (3) いじめはどの生徒でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- (4) 本校からのいじめの一掃を目指します。

## 3 いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切であり、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるこことを目指します。

## 4 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

## 5 いじめに対する措置

いじめを発見した時は、重大事態として扱い、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員だけが抱え込みます、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 6 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「ハートフル委員会（いじめ不登校対策委員会）」を設置します。

いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、通級教室担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し ○年間指導計画の作成 ○校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析 ○いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 被害生徒への支援方針決定 ○加害生徒への指導・保護者への支援方針決定

## 7 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ア 生徒が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
  - 異学年交流会の実施 ○朝の会、帰りの会等、学級活動等での話合い活動の実施
  - 縦割り清掃活動の実施 ○ボランティア活動の推進
- (イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
  - 生徒会による相談箱の設置 ○特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
- (ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を企画実施します。
  - 人権集会の実施 ○生徒会による学校行事の主体的な参加

#### イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
  - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 ○職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談時間を作り、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。
  - 教育相談時間の設定
- (ウ) 教科や学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことをを目指します。
  - 教科や朝の会や帰りの会等の学級活動及び道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - 外部講師による講演会等の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため保護者や地域との連携を推進します。
  - HPによる学校の方針報告 ○学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
  - 学校公開（オープンスクール）の実施 ○保護者を対象とした研修会の開催